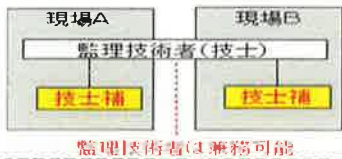


限りある人材の有効活用と若者の入職促進

元請

- 監理技術者の専任緩和
監理技術者補佐を専任で置いた場合は、**元請の監理技術者の複数現場の兼務を可能とする**
- 元請の監理技術者を補佐する制度の創設
技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。第1次検定の合格者に**技士補の資格を付与**。
⇒若者の現場での早期活躍、入職促進



※監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者を想定

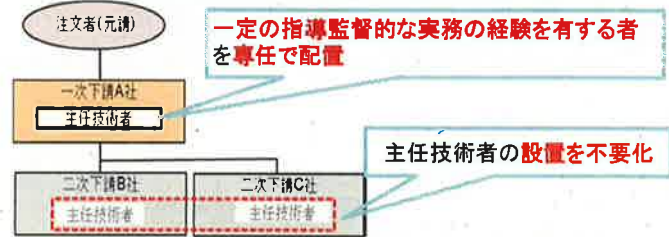
監理技術者は兼務可能

<現行制度>

監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

下請

- 専門工事一括管理施工制度の創設**
以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする:
・一式以外の一定の金額未満の下請工事
・元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
・更なる下請契約は禁止
※下請代金の合計額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事が対象



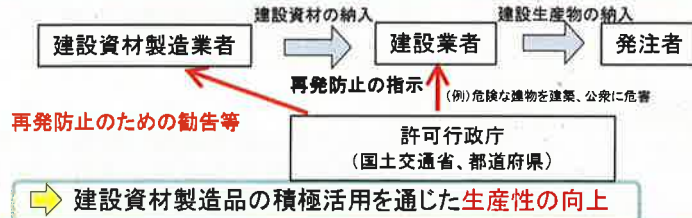
一定の指導監督的な実務の経験を有する者を専任で配置

主任技術者の設置を不要化

※適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の効率化を図る必要がある工種に限定

建設工事の施工の効率化の促進

建設生産物に、資材に起因した不具合が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、再発防止のため、**建設資材製造業者に対して改善勧告等**ができる仕組みを構築し、**建設資材の活用促進に向けた環境を整備**



落橋防止装置等の溶接不良
(平成27年12月22日 落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書)

【事案概要】
耐震補強工事に使用された落橋防止装置等の部材(約150基のうち、調査を行った80基の約7割にあたる58基)に、溶接不良による亀裂を発見

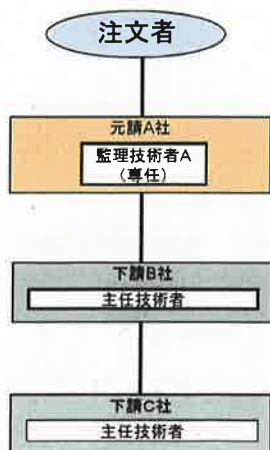


監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)

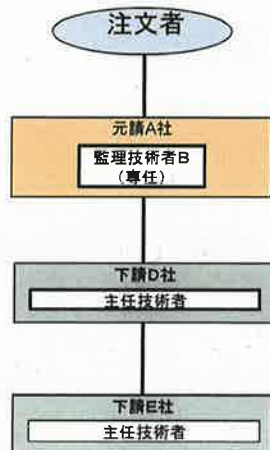
【現 状】

- ・建設工事の請負代金の額が3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)以上である場合については、監理技術者もしくは主任技術者は、現場に専任の者でなければならない。

工事1【既契約】



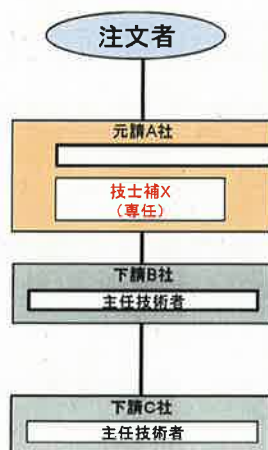
工事2【新規】



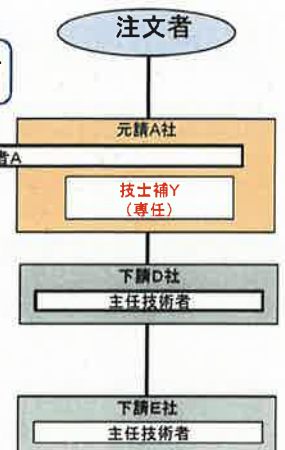
【改正後】

- ・監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。(2現場まで)
- ・政令で定める者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること等とする。

工事1【既契約】



工事2【新規】

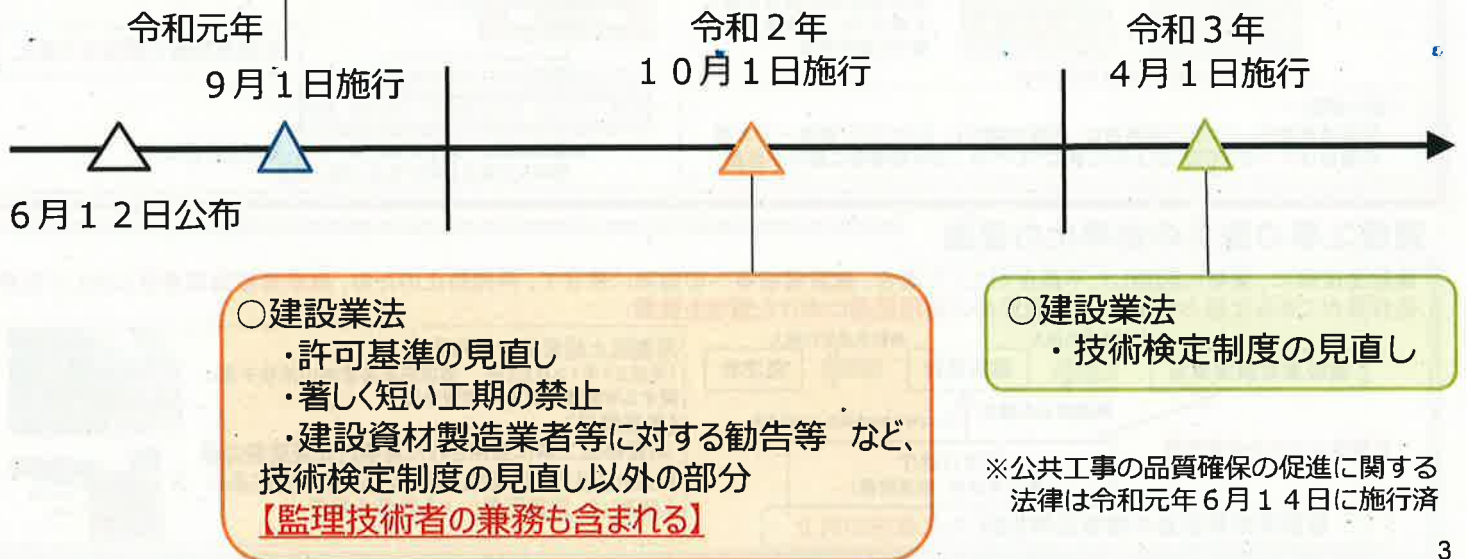


○建設業法

- ・施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
- ・建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加
- ・中央建設業審議会による工期に関する基準の作成

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加



3

特例監理技術者を配置した場合の留意事項(監理技術者制度運用マニュアルより)

【監理技術者等の職務】

- 監理技術者補佐を専任で配置した場合においても、特例監理技術者※に求められる責務は従前と変わらず施工計画の作成、工程管理、品質管理など監理技術者に求められる職務を担っている。
- 特例監理技術者は、職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導監督することが求められる。

【監理技術者等の工事現場における専任】

- 特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲は、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。
- 特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当な場合、特例監理技術者の変更を指示する可能性がある。

※法第26条第3項ただし書により、監理技術者の職務をを補佐する者として工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者

4

①兼務の対象条件

- ◆ **事務所発注工事** (分任支出負担行為担当官工事) であること。
- ◆ 工事の技術的難易度が**原則Ⅱ以下の工事**であること。
但し、**土木工事の場合**は、別紙1に示す工事区分の、**技術的難易度がⅢ(やや難)**の場合も兼務対象
- ◆ 兼務する工事が**維持工事※同土**でないこと。
(※「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事))
- ◆ **兼務する工事数は2件まで**であること。

②兼務の範囲

- ◆ 当該工事の競争参加資格における**地域要件(〇〇県、〇〇流域等)内**とする。
但し、競争参加資格における**地域要件が複数の県となる場合は、当該工事の施工県内**とする。



いずれも入札公告や特記仕様書で確認下さい。

5

監理技術者の兼務が可能な工事区分について

工事区分別工事難易度対応表

別紙1

事業分類	工事区分(構造物分類・構造形式・工法分類)	I	II	III	IV	V	VI
1. 河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易	やや難	難	
2. 海岸	海岸堤防、護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
3. 砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難	難		
4. ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
5. 道路	舗装、道路付属施設、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シェッド、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	トンネル(沈埋工法)				易	やや難	難
6. 公園		易	やや難	難			

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

兼務対象となる工事の範囲

■令和2年10月1日以降

- ① 監理技術者補佐は、一級施工管理技士等の国家資格者又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ② 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

■令和3年4月1日以降（「技術検定制度見直し」に関する建設業法改正の施行日以降）

- 上記①に、一級施工管理技士補が追加される予定

7

施行日(令和2年10月1日)時点における段階ごとの対応

①稼働中工事への対応

- 「兼務と認める又は認めない工事の有無」を、令和2年10月1日付で特記仕様書に追加



【兼務する場合】
「様式3-1」、提出書類(1)～(9)を兼務を開始する前に提出し、発注者と協議すること

②入札手続き中の工事への対応（既公告済みで未契約工事）

- 契約後に、「兼務と認める又は認めない工事の有無」を特記仕様書に追加



【兼務する場合】
「様式3-1」、提出書類(1)～(9)を兼務を開始する前に提出し、発注者と協議すること

③令和2年10月1日以降に公告を行う工事への対応

- 「兼務と認める又は認めない工事の有無」を入札公告及び特記仕様書に記載すること



【兼務する場合】
・競争参加資格確認時
→「様式3-1」を提出
・落札決定後
→提出書類(1)～(9)を提出

8

	入札公告、特記仕様書の記載	提出する資料	提出時期
	特例配置予定技術者の配置を行う場合の意思表明	様式3-1（特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項）	・競争参加資格確認申請書提出時 ・兼務を開始する前
(1)	建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。	監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）	・落札決定後契約前 ・兼務を開始する前
(2)	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。	監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）	・落札決定後契約前 ・兼務を開始する前
(3)	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し）	・落札決定後契約前 ・兼務を開始する前
(4)	同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限り。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）	特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等	・落札決定後契約前 ・兼務を開始する前
(5)	特例監理技術者が兼務できる工事は、〇〇県内の工事で行わなければならない。	特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等	・落札決定後契約前 ・兼務を開始する前
(6)	特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。	(6)～(8)について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）	・落札決定後契約前 ・兼務を開始する前
(7)	特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。	(6)～(8)について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）	・落札決定後契約前 ・兼務を開始する前
(8)	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。	(6)～(8)について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）	・落札決定後契約前 ・兼務を開始する前
(9)	特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事※以外の工事で行わなければならない。（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）	特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等	・落札決定後契約前 ・兼務を開始する前

9

監理技術者の兼務を行う場合の提出書類(様式3-1)

(別記様式3-1)(特例監理技術者の配置を認める場合)

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項 【〇〇地区道路改良工事】

(〇〇建設(株))

<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している
<input type="checkbox"/>	(1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。
<input type="checkbox"/>	(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、〇〇県内の工事で行わなければならない。
<input type="checkbox"/>	【維持工事の場合は下記を(9)追記する。】 (9) 兼務する工事は維持工事※以外の工事で行わなければならない。（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

レまたは■を記載すること

改正業法 監理技術者補佐制度

兼務認めない工事示す

国交省 地域の実情考慮し対応

国土交通省は改正建設業法で創設された「元請の監理技術者を補佐する制度」の施行を受け、直轄工事での取り扱いをまとめた。補佐する者を専任で置いた場合、監理技術者（特例監理技術者）に2現場の兼務を認める。これを踏まえ直轄で特例監理技術者の配置を認めない工事を明示。特例監理技術者の配置については各地方整備局が地域の実情なども考慮した上で、適切に対応する。

監理技術者の現場への専任配置が必要なのは、請負金額が3500万円（建築一式7000万円）以上の工事。改正法により監理技術者の専任が緩和された。監理技術者制度運用マニュアルでは、特例監理技術者が兼務できる現場の範囲を明確化。工事内容や規模などを考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回など、元請として職務が適正に遂行できる範囲とした。

国交省は改正法に基づき監理技術者の兼務が認められることを前提に、直轄工事で「認めないもの」を明示。当面の間の取り扱いとして▽本官工事、分任官工事（一般土木3億円以上、営繕2億円以上）▽技術的難易度が比較的高い工事（原則難易度Ⅲ以上）▽兼務する工事が24時間365日の対応が求められる維持工事のうち三つを挙げた。

官房の技術調査課長、官庁営繕部計画課長の連名で直轄工事での特例監理技術者、監理技術者補佐の取り扱いに関する文書を、9月30日付で地方整備局、北海道開発局に通知した。